

I 嘉麻市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
18年度	人 46,316	千円 24,570,242	千円 487,760	千円 4,677,012	% 19.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

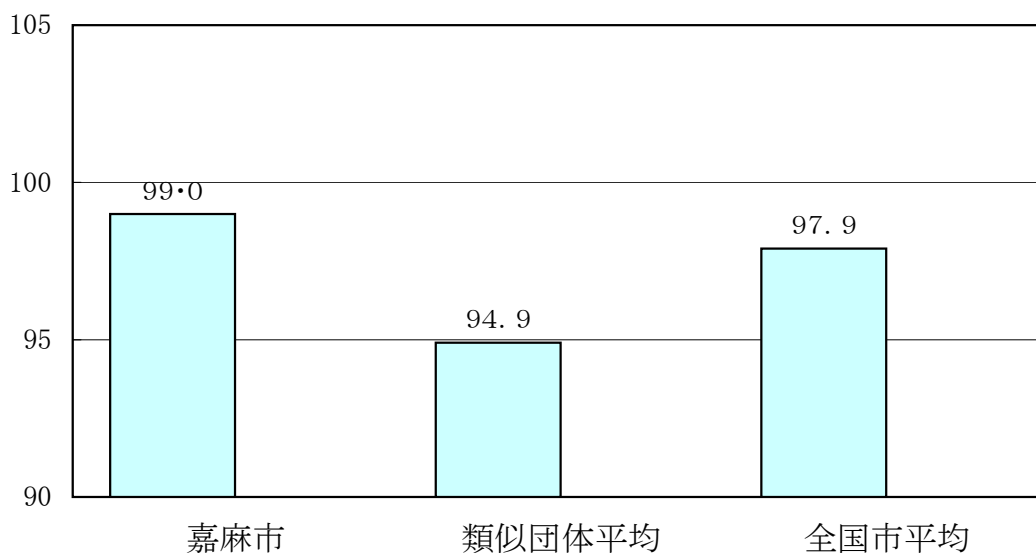
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 499	千円 1,974,408	千円 350,101	千円 839,047	千円 3,163,556	千円 6,340	千円 6,026

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、18年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

- ・市長・副市長の給料を10%、教育長の給料を7%減額（平成19年4月1日より）
- ・職員の管理職手当を20%減額（平成19年4月1日より）

(4) ラスパイレス指数の状況（19年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（19年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
嘉麻市	42.3 歳	335,657 円	389,012 円	362,042 円
福岡県	43.4 歳	357,973 円	438,150 円	394,356 円
国	40.7 歳	325,724 円	—	383,541 円
類似団体	43.2 歳	331,766 円	384,098 円	358,865 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
嘉麻市	45.8 歳	315,323 円	336,504 円	329,283 円
うち学校給食職員	45.11 歳	341,000 円	359,941 円	354,252 円
うち清掃職員	41.11 歳	266,467 円	298,985 円	286,231 円
うち用務員	38.0 歳	258,900 円	283,050 円	280,084 円
福岡県	49.9 歳	354,259 円	404,099 円	384,432 円
国	48.8 歳	287,094 円	—	320,514 円
類似団体	47.5 歳	303,078 円	327,575 円	316,564 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（19年4月1日現在）

区 分		嘉麻市	福岡県	国
一般行政職	大学卒	161,600 円	176,800 円	Ⅱ種 172,200 円
	高校卒	140,100 円	142,800 円	Ⅲ種 140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	—	—
	中学卒	125,400 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（19年4月1日現在）

区 分	経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数20～25年	
一般行政職	大学卒	287,273 円	339,493 円	391,700 円
	高校卒	250,189 円	290,307 円	322,678 円
技能労務職	高校卒	241,440 円	294,000 円	273,150 円
	中学卒	— 円	261,000 円	— 円

(注) 経験年数は、国家公務員と同じ「経験年数換算表」で算定したもので、単なる在職年数ではありません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	3人	0.9%
2 級	主任主事	20人	5.8%
3 級	主任	154人	44.7%
4 級	係長、主査	78人	22.7%
5 級	課長補佐、参事補佐、統括係長	46人	13.4%
6 級	課長、室長、局長	34人	9.9%
7 級	部長、議会議務局長、次長、福祉事務所長	9人	2.6%

(注) 1 嘉麻市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

嘉 麻 市	福 岡 県	国
1人当たり平均支給額（18年度） 1,707 千円	1人当たり平均支給額（18年度） 1,842 千円	—
18年度支給割合 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.7) 月分	18年度支給割合 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	18年度支給割合 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（19年4月1日現在）

嘉 麻 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算	
1人当たり平均支給額	21,257 千円	24,422 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当**(19年4月1日現在)**

支給実績(18年度決算)		55,646 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		111,514 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全職員	1 %	473 人	0 %

(注) 平成19年4月より、支給率は2.5%から1%に改定されました。

(4) 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)		0 千円
手当の種類(手当数)		2
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	感染症患者及び周辺の消毒に従事する職員	1件当たり 500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人取扱作業職員	1件当たり3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	137,368 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	275 千円
支給実績(17年度決算)	115,333 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	231 千円

(6) その他の手当 (19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 13,000円 2. 配偶者以外 ○1人目 6,500円 配偶者がいない場合 11,000円 ○2人目以降 1人につき6,500円 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同		55,524 千円	111,270 円
住居手当	1. 借家、借間居住者 (最高限度額)27,000円 2. 持家居住者 2,500円 (新築等の日から5年を経過する間に限定)	同		28,259 千円	56,631 円
通勤手当	1. 交通機関利用者 運賃相当額 最高55,000円 2. 交通用具使用者 片道2km以上2,000円 ～最高24,500円	同		20,567 千円	41,216 円
管理職手当	給料額の 1. 部長 100分の12 2. 支所長 100分の11 3. 課長級 100分の10 4. 課長補佐 参事補佐 100分の8 平成19年4月より、それぞれ20%減額	異		41,952 千円	599,314 円
管理職員特別勤務手当	勤務1回につき 1. 部長級 8,000円 2. 課長級 6,000円 3. 課長補佐級 4,000円	同		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	765,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 940,000 円 / 160,000 円	
	副 市 長	619,200 円	760,000 円 / 419,000 円	
報 酬	議 長	391,000 円	598,000 円 / 266,000 円	
	副 議 長	348,000 円	522,000 円 / 214,000 円	
	議 員	329,000 円	465,000 円 / 177,000 円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(18年度支給割合) 3.35 月分 (役職加算 20%)		
	議 長 副 議 長 議 員	(18年度支給割合) 3.35 月分 (役職加算 20%)		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 765,000円×在職月数/12×510/100	(1期の手当額) 15,606,000円	(支給時期) 任期满了時(任期毎)
	副 市 長	619,200円×在職月数/12×300/100	7,430,400円	任期满了時(任期毎)
	備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

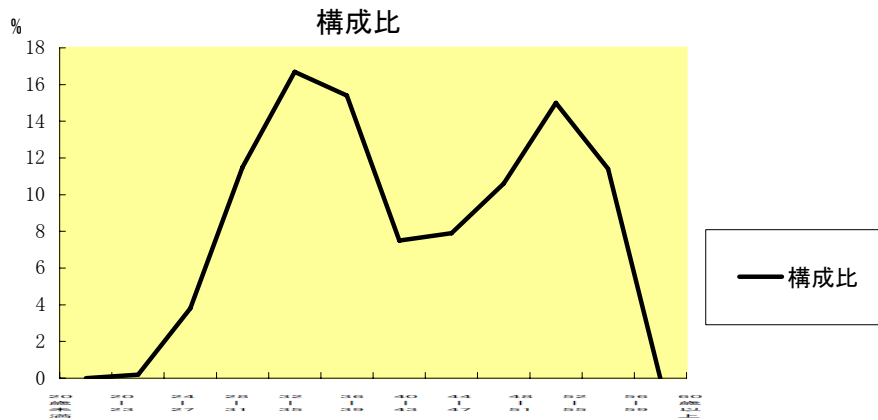
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成19年	平成18年		
普通会計部門	議会	8	10	△ 2	
	総務	95	112	△ 17	
	税務	24	26	△ 2	
	民生	167	163	4	
	衛生	22	23	△ 1	
	労働	7	7	0	
	農林水産	32	32	0	
	商工	6	4	2	
	土木	41	45	△ 4	
	計	402	422	△ 20	
	教育部門	72	78	△ 6	
	消防部門	0	0	0	
	小 計	474	500	△ 26	<参考> 人口1,000人当たり職員 10.23 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 10.1 人)
公営企業等 会計部門	水道	24	26	△ 2	
	その他	22	22	0	
	小 計	46	48	△ 2	
合 計		520 [607]	548	△ 28	<参考> 人口1,000人当たり職員 11.22 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (19年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 1	人 20	人 60	人 87	人 80	人 39	人 41	人 55	人 78	人 59	人 0	人 520

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成18年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成18年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 519	人 473	人 △ 46	% △ 8.9

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
18年度	千円 670,589	千円 1,137	千円 223,116	% 33.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 25	千円 107,594	千円 21,950	千円 47,254	千円 176,798	千円 7,072	千円 6,895

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（19年4月1日現在）

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
嘉 麻 市	45.1 歳	351,092 円	589,326 円
団 体 平 均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

嘉 麻 市	団 体 平 均
1人当たり平均支給額（18年度） 1,890 千円	1人当たり平均支給額（18年度） 1,785 千円
18年度支給割合 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.70) 月分	18年度支給割合 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（19年4月1日現在）

嘉 麻 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円			

ウ 地域手当

（19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)		3,119 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		124,772 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全職員	1 %	24 人	1 %

(注) 平成19年4月より、支給率は2.5%から1%に改定されました。

エ 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	0 円
手当の種類(手当数)	0

オ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	6,927 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	277 千円
支給実績(17年度決算)	7,706 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	296 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 13,000円 2. 配偶者以外 ○1人目 6,500円 配偶者がいない場合 11,000円 ○2人目以降 1人につき6,500円 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同		5,605 千円	224,200 円
住居手当	1. 借家、借間居住者 (最高限度額)27,000円 2. 持家居住者 2,500円 (新築等の日から5年を経 過する間に限定)	同		1,422 千円	56,880 円
通勤手当	1. 交通機関利用者 運賃相当額 最高55,000円 2. 交通用具使用者 片道2km以上2,000円～ 最高24,500円	同		1,175 千円	47,020 円
管理職手当	給料額の 1. 部長 100分の12 2. 支所長 100分の11 3. 課長級 100分の10 4. 課長補佐 参事補佐 100分の8 平成19年4月より、それぞ れ20%減額	異		3,166 千円	633,200 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜にわ たる職員に支給 ・勤務1時間あたりの給与額 ×25/100×午後10時から翌 日午前5時までの勤務時間 数	同		536 千円	21,433 円

II 嘉麻市人事行政の運営等の状況について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用及び退職者数の状況(平成18年度) (単位:人)

区 分	採用者数			退職者数			
	大学卒	短大・高校卒	合計	定年	勸奨	その他	合計
一 般 職 員	1		1	6	18	1	25
技能労務職員			—	2	1		3
合 計	1	0	1	8	19	1	28

(注) 1 技能労務職員とは、単純な労務に雇用される職員で、自動車運転手、調理員等をいいます。
2 退職者数のその他とは、自己都合、死亡、免職等による退職です。

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等(19年4月1日現在)

1日の勤務時間	1日の執務時間の割り振り		
	執務時間	休息时间	休憩時間
7時間45分	8:30~17:00	12:00~12:15	12:15~13:00

1週間の勤務時間	週休日・休日
38時間45分	週休日:土曜日・日曜日 休 日:祝日、年末年始(12月29日~1月3日)

(注) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員(保育所、図書館等に勤務する職員)については上記とは異なります。

(2) 休暇等の概要(19年4月1日現在)

区 分	内 容
年次有給休暇	1年につき最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病気休暇	負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	結婚、出産その他特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

(3) 年次有給休暇の取得状況(18年1月1日~18年12月31日)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	取得率
14,869日	3,819日	374人	10日2時間	25.7%

(注) 全対象職員とは、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの全期間を在職した一般職員に限り、当該期間の途中で採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員を除きます。

(4) 介護休暇の取得状況(平成18年度の新規承認者) (単位:人)

区分	取得者数	承認期間				
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下
男性	—					
女性	—					
計	—					

(5) 育児休業の取得状況(平成18年度の新規承認者)

(単位:人)

区分	取得者数	承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性	—						
女性	10		7	2	1		
計	10		7	2	1		

(注) 育児休業とは、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

3 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況(平成18年度)

(単位:人)

処分事由	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合				—
心身の故障の場合			20	20
職に必要な確性を欠く場合				—
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合				—
刑事事件に関し起訴された場合				—
合計	—	—	20	20

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

(2) 懲戒処分の状況(平成18年度)

(単位:人)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合					—
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					—
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1				1
合計	1	—	—	—	1

(注) 懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。

4 職員の服務の状況

職員には服務上の義務が地方公務員法によって規定されています。主な義務は以下のとおりです。なお、職務専念義務と営利企業等への従事制限については、条例規則等で定める一定の条件のもと、免除又は許可を行う必要があります。

服務上の義務 (地方公務員法)	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為への制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限
上記義務に対する違反 (平成18年度)	0件

5 職員の研修の状況（平成18年度）

区分		研修名又は概要	受講者数
庁内研修		セクシュアルハラスメント研修	150人
		法制執務研修	152人
		人権・同和問題研修	401人
派遣研修	福岡県市町村職員研修所	法制執務研修等	18人
	市町村職員中央研修所	財政運営研修等	5人
	自治大学校	第2部課程研修	1人
	資産評価システム研修センター	土地評価実務研修	1人

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）職員の定期健康診断の状況（平成18年度）

区 分	実 施 日	受診者数
定期健康診断	平成18年5月15日～11月30日	521人

（2）公務災害の発生状況（平成18年度）

区 分		受診者数
公務災害	職務遂行中の負傷	5人
	職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷	—
	出張中の負傷	—
	レクリエーション参加中の負傷	—
	その他の行為中の負傷	—
通勤災害		—

7 公平委員会に係る業務の状況

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他勤務条件に関して、市当局より適当な措置がとられるよう、公平委員会に要求することができます。

平成18年度における措置要求はありませんでした。

（2）不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒処分など、その意に反する処分を受けた場合には、公平委員会に不服申立てができます。

平成18年度において不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。

Ⅲ 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

技能労務職員の給与等のあり方については、平成20年度中も関係者と引続き協議を行ったうえで順次実行に移していきます。